

大規模災害における特別措置

東京家政学院大学では大規模災害に遭われた受験生を対象に、次のような特別措置を行いますので、出願前に必ずご確認ください。

◆措置内容

- (1) 入学検定料免除
全額免除
- (2) 入学金及び学納金免除
家屋の被災状況と被災による家計支持者の収入の変化状況で免除内容を決定

収入状況 家屋被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除
半壊	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金の2分の1を免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金の2分の1を免除
一部損壊	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金の2分の1を免除	対象としない
被害なし	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金を全額免除	入学金全額免除及び入学年度の授業料・施設設備資金の2分の1を免除	対象としない

◆対象入試日程

本学において2023年4月1日から2024年3月31日までに実施する全日程
※私費外国人留学生試験を除く。

◆対象者

- (1) 対象となる災害の災害救助法適用地域に居住している者
 - (2) 対象となる災害により、災害救助法適用地域外に避難している者
- ※私費外国人留学生を除く。

◆申請方法・書類

- (1) 入学検定料免除
各入試の出願期間内に以下の①②を出願書類に同封し、申請すること。
なお、出願時には入学検定料を納入すること。
①入学検定料免除申請書(5ページ)
②罹災証明書のコピー
※避難等で、現住所が災害救助法適用地域と異なる受験生については、必ずそれを証明する書類を出願書類に同封すること。
- (2) 入学検定料免除、入学金及び学納金免除
各入試の出願期間内に、以下の①～⑤を出願書類に同封し、申請すること。
なお、出願時には入学検定料を納入すること。
①入学検定料免除申請書(5ページ)
②入学金及び学納金免除申請書(6ページ)
③罹災証明書のコピー
④家計支持者の令和4年分源泉徴収票(自営業の場合は確定申告書)等の年収を示す証明書のコピー
⑤受験する試験の出願期間直近の月収を示す証明書のコピーまたは、家計支持者の令和5年分源泉徴収票(自営業の場合は確定申告書)等の年収を示す証明書のコピー
※避難等で、現住所が災害救助法適用地域と異なる受験生については、必ずそれを証明する書類を出願書類に同封すること。

◆ 審査・発表方法

- (1) 入学検定料免除
申請書類により審査を行い、審査結果は合格発表日以降に郵送する。
- (2) 入学金及び学納金免除
申請書類により審査を行い、審査結果及び免除内容を合格通知書に同封し、郵送する。

◆ 注意事項

- ・対象となる災害救助法適用地域は本学ホームページを参照すること。
- ・申請時に書類が同封されていない場合には、審査ができないので注意すること。
- ・申請書類⑤については、出願する時期により提出できる書類が異なるので注意すること。
- ・避難等で、現住所が災害救助法適用地域と異なる場合に提出する住所変更証明書類は1通でよい。
- ・申請時に提出された書類は返却しない。

※申請書類は必要に応じて、追加提出を求める場合がある。

なお、証明書等が提出できない場合には、出願前に必ずアドミッションオフィス（042-782-9411）へ連絡すること。